

## 麻溝台・新磯野北部地区 事業検討パートナー候補者の募集について

麻溝台・新磯野地区整備推進事業の後続地区については、令和7年12月に予定されている第8回線引き見直しにおいて産業用地の市街地拡大の必要性が明らかになることを前提とした上で、市街化区域への編入を目指し、民間活力を主体とした事業化に向けて検討を行っております。

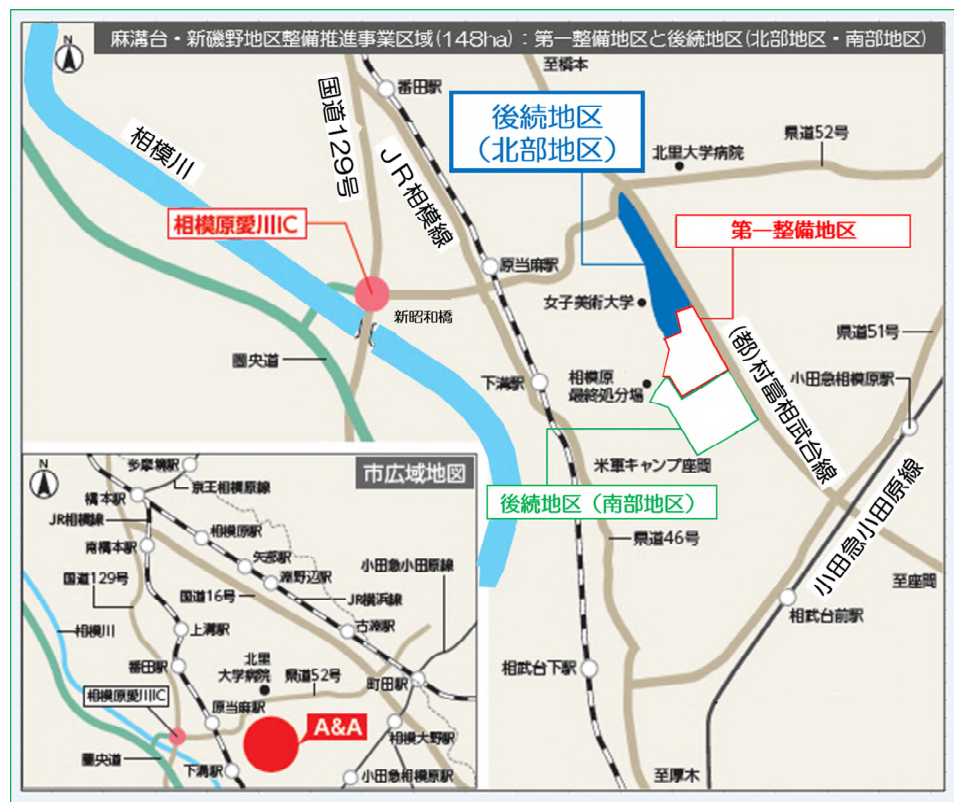
今般、後続地区の麻溝台・新磯野北部地区まちづくり研究会は、一括業務代行方式による土地区画整理事業の実現を目指し、豊富な経験とノウハウを持つ民間企業に参画していただくことによって、より実現性の高い事業計画を検討することを目的に、将来的に土地区画整理組合の業務代行者となつていただくことを前提とした「事業検討パートナー候補者」を募集し、プロポーザル方式により選定いたしますのでお知らせします。

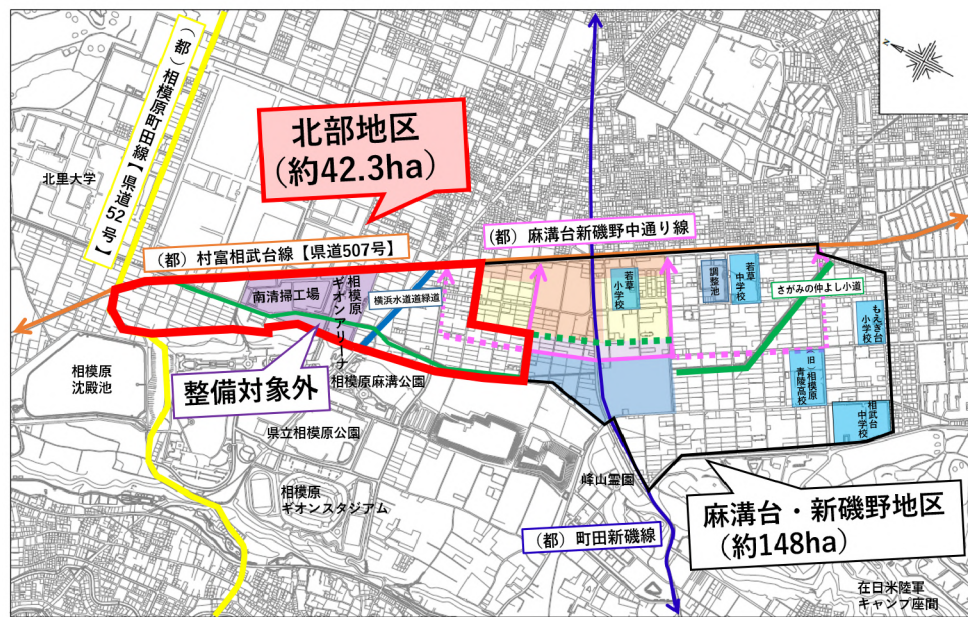
### 1 実施主体

麻溝台・新磯野北部地区まちづくり研究会役員会

(北部地区内に土地を所有する者から選出された役員で構成)

### 2 北部地区の位置





### 3 業務内容

- (1) 事業区域を設定した上で、事業化に向けた基本計画の作成支援（土地利用計画、公共施設の整備計画、保留地の処分計画、概算事業費及び平均減歩率の算定、企業の誘致など）
- (2) 事業化に向けた地権者の合意形成支援（土地区画整理準備委員会等の設立、土地区画整理準備組合の設立、土地区画整理組合の設立及びそれらに要する事務局運営、会議、勉強会の開催支援など）
- (3) 土地区画整理事業に必要な技術的支援及び財政的支援

### 4 主な応募条件

応募者及び提案内容は、次の条件を満たすこととします。（主なものを抜粋しています。その他の条件は募集要項を御覧ください。）

- (1) 北部地区全体（すでに市街化区域へ編入している区域は整備対象外とする。）において、1又は複数の土地区画整理組合を設立し、1者の業務代行者により一括業務代行方式での土地区画整理事業を行うこととし、全ての保留地の購入を担保することを条件とした業務代行者になり得ること。  
 なお、事業検討パートナーや業務代行者は、1者又は複数の団体等による共同企業体のいずれでも可とする。
- (2) 市街地整備事業等（特に土地区画整理事業）の実績があること。
- (3) 土地区画整理組合設立までに要する費用を負担（立替え）すること。なお、組合設立に至らなかった場合、それまでに要した費用については事業検討パートナーの自己負担とし、麻溝台・新磯野北部地区まちづくり研究会等への賠償請求を行わないこと。

- (4) 地中障害物に関する調査や処理等に要する費用は、事業検討パートナーや業務代行者、進出企業のいずれかが負担することとし、地中障害物が埋設されていることが確認された土地の地権者に負担を求めないこと。
- (5) 公共施設の設置は必要最低限に留めることなど地権者の減歩負担の軽減を図ること。

## 5 応募等のスケジュール

内 容	日 程
募集要項の配付	令和5年 9月19日(火) から10月24日(火) まで
質疑の受付期間	(1回目) 令和5年 9月19日(火) から 9月25日(月) 正午まで (2回目) 令和5年10月 3日(火) から10月10日(火) 正午まで
質疑の回答	(1回目) 令和5年10月 2日(月) 午後5時まで (2回目) 令和5年10月17日(火) 午後5時まで
参加申込書の受付期間	令和5年 9月19日(火) から10月24日(火) 午後5時まで
事業提案書の提出	令和5年10月25日(水) から11月 2日(木) 午後5時まで
プレゼンテーション	令和5年11月 8日(水) から11月10日(金) の期間のうち1日
結果の通知	令和5年11月15日(水) 午後5時まで ※予定

※募集要項は、本市のホームページに掲載しています。

(<https://www.city.sagamihara.kanagawa.jp/shisei/1026823/machitsukuri/toshikeikaku/1004671/1017814/1017752.html>)

問合せ先

麻溝台・新磯野地区整備事務所  
電話042-769-1393 (直通)